

久米島町公共施設再生可能エネルギー利用促進制度運用要領

令和3年5月31日
公告第16-1号

1. 制度の趣旨

町は令和3年1月に宣言したゼロカーボンシティのもと、低炭素社会や資源循環型社会の構築を目指しており、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入拡大を進めている。令和2年3月に策定した久米島町エネルギービジョン2020において、2040年に目指すゴールを設定しており、エネルギー自給率に関しては、2018年度で約3.1%のところ、2040年度には100%とする目標を掲げている。この目標を達成するためには、省エネ対策や再エネ導入拡大を進めていく必要があるが、このうち太陽光発電（以下、「PV」という。）に関しては、2018年度において約2,500kWの設備導入量のところ、2040年度には約9,500kWまで引き上げていく必要がある。

町におけるPV設備の導入に関しては、再エネの固定価格買取制度を背景として導入が拡大してきたものの、電力系統の技術的な課題が顕在化し、導入に制約が生じている。

この制約の要因は、PV等の再エネは発電出力が変動する特性があることから、電力の需要と供給のバランス（以下、「需給バランス」という。）を維持することが困難なことにある。従って、前述のエネルギー自給率目標の達成に向けては、PV等の安定電源化に加えて、分散した電力設備を束ね制御することで、需給バランスの調整を図る（調整力を確保する）必要がある。

そこで町では、公共施設においてPVと蓄電池、電気式給湯器（電気温水器又はヒートポンプ式給湯機）を含めたエネルギー貯蔵可能な機器（ただし、遠隔制御が可能であること。以下、「蓄エネ機器」という。）を組み合わせ、温水供給等を含む各種サービスを提供し、かつ、PVの安定電源化や需給バランスの調整力確保に繋げる仕組みづくり（以下、「本制度」という。）を進めることとする。本制度は町がPVと蓄エネ機器の設置場所を運営主体に提供し、運営主体がその設備を設置・運用してサービス提供を行うもの（以下、「本事業」という。）であり、この告示はその手続の流れを定めるものである。

2. 制度の概要

(1) 手続の流れについて

① 事前審査申請

町公共施設へのPV及び蓄エネ機器設置を希望する法人は、久米島町プロジェクト推進課（以下、「プロジェクト推進課」という。）に事前審査の申請を行う。

② 事前審査

プロジェクト推進課は、申請を受理後、提出された事業計画が本制度の趣旨に即しているかについて、書類審査を行う。審査の過程で、疑義等が生じた場合には、申請者に対して確認、又は協議を行い、申請者は、必要に応じて事業計画書の修正を行う。

③ 事前審査結果通知

プロジェクト推進課は、書類審査の上、事業計画が本制度の趣旨に即しているか否かについての結果を申請者に通知する。また、事業計画が本制度の趣旨に即していると判断した場合には、その結果を施設担当課に対して通知する。

④ 公有財産使用許可手続

事前審査の結果、事業計画が本制度の趣旨に即している旨の通知を受けた法人は、施設担当課に対して、公有財産使用許可の手続を行う。

(2) 設備設置に係る条件について

以下の項目を全て満たすことを条件として、設備の設置を認めることとする。①～⑪の条件については、事前審査において確認を行う。⑫以降に関しては、公有財産使用許可手続において、通常の手続と同様の確認を行うものとする。

（設備の設置に関する条件）

- ① 設備の設置に係る費用は、全て運営主体の負担とすること。設置工事に当たっては、トラブルの未然防止に努めるとともに、運営主体の責めにより、第三者に損害が生じた場合には、運営主体が賠償責任を負うこと。
- ② 設置場所の使用期間は使用許可を受けた日から3年未満とし、更新は可能とする。使用期間が満了した場合には、運営主体の責任において原状回復を行うこと。なお、運営主体は、「久米島町公有財産規則」及び「久米島町行政財産使用料条例」を遵守するとともに、計画変更がある場合は、久米島町の承認を得ること。
- ③ PVの設置に当たり、台風等の災害に対する安全対策は運営主体の責任において行うこと。また、漏水対策を行い、設置工事後に漏水があった場合には、運営主体が責任を持って補修することとする。ただし、設置した設備の影響ではないことが明らかでない場合を除く。

- ④ 運営主体は、電力や水道の引込みに当たっては、既存の法令やガイドラインに従って適切に行うとともに、電力会社や水道事業者との協議を密に行うこと。
- ⑤ 利用者等との契約については、運営主体において、利用者等に対して誠実にサービス内容に関する説明を行うとともに、契約手続を適切に行うこと。施工中の苦情等は運営主体の責任において対処すること。

(設備の管理運営に関する条件)

- ⑥ 設備の管理運営に当たり、運営主体は、施設担当課と密に連絡を取り合い、トラブルの未然防止に努めること。施設管理上、施設担当課が公共施設における工事等を行う必要が生じ、本事業における設備に影響が生じた場合には、公共施設における工事等を優先的に行うこととし、施設担当課と協議の上、運営主体は必要に応じた対処を行うこととする。
- ⑦ 台風等の災害や経年劣化等による機器の不具合が生じた場合には、施設担当課に連絡の上、全て運営主体の責任において、速やかに修繕すること。なお、運営主体の責めにより利用者その他の者等に損害が生じた場合には、運営主体が賠償責任を負うこと。

また、電気式の給湯器を設置し、既存のガス給湯器をバイパスして使用していた場合において、電気式給湯器の故障や解約等の理由により、既存のガス給湯器を使用する必要が生じた際、既存のガス給湯器に不具合が生じた場合に関しては、施設担当課に連絡の上、速やかに運営主体の責任において、ガス給湯器の修繕等の対応を行うものとする。

- ⑧ 利用者等の生活利便性を維持し、かつ、使用者の生活コストが従前よりも安価となること、又は利用者等の生活利便性が従前よりも向上すること。この条件を前提として、サービス料金の設定は運営主体が自由に設定可能とする。事業計画書には、提供するサービスの料金表を掲載、又は添付すること。

なお、サービス提供開始後、前述の前提条件を逸脱していることが明らかになった場合には、町と協議の上、是正対応すること。

- ⑨ 本事業がサービス事業として、持続的に運営可能であること。事業計画書に収支計画を記載すること。本事業の内容としては、利用者等へのサービスの他電力会社への余剰電力売電は可能とする。
- ⑩ 運営においては、再エネの活用が地域経済の域内循環に資するものであると

いう趣旨を踏まえること。(町内への経済・雇用効果を意識した事業計画とすること)。

- ⑪ 本制度の趣旨に従い、PV設備や蓄エネ設備は遠隔制御が可能であり、PVの安定電源化や需給バランスの調整力確保に資する機能を有していること。事業計画書において、その内容を適切に示すこと。
- ⑫ 設置対象となる公共施設に関して、個々の公共施設に設備を設置可能かどうかの判断に関しては、公有財産使用許可手続の中で、施設担当課の許可を得ること。
- ⑬ PVや蓄エネ設備の設置に当たっては、各公共施設の共用部の引込み(メーター)に対して接続することになると思われることから、共用部料金の取扱い等に関しては、公有財産使用許可手続の中で、施設担当課と協議を行うこと。
- ⑭ 設置工事に当たっては、町内事業者への受注機会の拡大に努めるものとする。

(3) 運営主体に係る条件

- ① 運営主体は町内法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を町と直接締結できる法人であること。
- ② 定款等において、蓄エネ機器を用いたサービス提供やPV余剰電力売電等の事業を行うことが可能であること。
- ③ 運営主体は、設備の設置から事業運営を継続的に行うために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 以下のいずれかに該当するものは、本制度の適用を受けることはできない。
 - (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - (イ) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者及びこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど運営主体として不相当と認められる者
 - (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がされている者
 - (エ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。))に係る同法による改正前の会社更

生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている、又は更生手続開始の申立てをなされている者

(オ) 国税及び地方税、社会保険料の滞納がある者

(4) 許可の取消し等について

一連の手続における書類への記載内容等において、虚偽あるいは事実と明らかに異なる事項が記載されている場合、又は計画の内容に対して、現場の実態やサービスが大きく乖離している場合には、許可を取り消す場合がある。この他、町は、公有財産使用許可手続の中で適切に対処するものとする。

3. 申請書類等

(1) 事業計画書の記載内容

- ① 事業計画書は、所定の様式に沿って記載するものとする。
- ② 事業計画書に記載する収支計画については、以下の表に示す項目を含めた損益計算書と資金繰り表の計画を記載するものとする。
- ③ 何らかの事由により事業運営が立ちゆかなくなった場合に想定される課題と解決策を提示するものとする。
- ④ 事業計画書は、民間企業の経営の根幹に関わることから第三者へ開示しない。
- ⑤ 公有財産使用許可を得た後に、事業計画を変更する必要がある場合には、施設担当課に公有財産使用変更許可申請書を提出する。

項目		概要
収入(初期)		
	資本金	調達先、金額、調達時期の目処
	融資	調達先、金額、調達時期の目処
	補助金等	調達先、金額、採択を受けられなかった場合の対応
収入(運用)		
	サービス料金収入	料金表、収入の見込み金額(想定するサービスの内容)
	余剰売電収入	余剰売電収入の見込み(余剰売電量の見込みは根拠を示すこと)
	消費税	
支出(初期)		
	設備調達費	PV、蓄エネ機器等の設備調達費

	設置工事費	設備の設置工事費（電気事業者等関係機関への負担金を含む）
	その他経費	
支出(運用)		
	減価償却費	設備の減価償却費
	繕積立金	設備の故障等に関する対策
	保守・管理費	設備の保守や管理、検針、料金徴収等
	保険料	動産総合保険、賠償責任保険等
	管理人件費	
	水光熱費	水道や買電に関する費用
	利子	融資に係る利子
	出資者への配当	匿名組合契約による出資部分、資本金部分
	固定資産税	設備に係る固定資産税
	法人税	
	消費税	
	その他経費	
収支		
	売上総利益	
	営業利益	
	経常利益	
	税引前当期純利益	
	当期純利益	

(2) 事前審査申請における提出書類について

下記の書類を1つの封筒に入れ、ご提出ください。様式類（申請書と事業計画書は町ホームページよりダウンロードしたものをご使用ください。

① 提出書類

- ・事前審査申請書（様式1）：正1部、副1部
- ・事業計画書（様式2）：正1部、副1部
- ・納税証明書（町内に本拠のある法人のみ）：1部
- ・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）：1部
- ・印鑑証明書：1部

※各証明書は、いずれも発行後3箇月以内のものを提出すること。

※納税証明書は、法人分を提出すること。

※何らかの事由により提出が困難な書類がある場合には、理由と併せてその旨を記載した書面を同封すること。

② 受付期間

随時受付を行う。

③ 提出先

久米島町プロジェクト推進課 宛

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地

4. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記まで電子メール、又はFAXにてお願い致します。
様式は特に問いません。

【問い合わせ先】

久米島町 プロジェクト推進課

電子メール： project@town.kumejima.lg.jp

TEL： 098-985-7141

FAX： 098-985-7080

なお、問い合わせ内容の詳細について、電話にて確認を行う可能性があるほか、問い合わせへの回答は、電子メールかFAX、又は郵送にて行いますので、必ず、以下の項目を本文に記載ください。記載されていない場合、回答できないことがあります。

【記載事項】

- ・ 質問者の氏名
- ・ 電話番号
- ・ 回答先の連絡先（電子メールアドレス、FAX番号、住所等）

附 則

この公告は、公布の日から施行する。